

## ○テーマ：重度訪問介護の対象者拡大

### (要点)

パーソナルアシスタンス制度の「段階的・計画的」実施を行う大前提として、新法では重度訪問介護の対象者拡大を必ず行うこと。具体的には、現行の障害者自立支援法第四条第3項「重度訪問介護」の対象者規定である「重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき」から「重度の肢体不自由者であって」という文言を削除し、重度訪問介護を肢体不自由者に限定することをやめること。

### (理由)

○「重度訪問介護を発展的に継承し、パーソナルアシスタンス制度を創設」(骨格提言1-4-5)することを段階的・計画的に進めるための第一歩として、「対象者を重度の肢体不自由者に限定せず、障害種別を問わず日常生活全般に常時の支援を要する障害者が利用できるようにする」(同)ことが必須である。

○重度訪問介護の対象拡大が行われなければ、グループホームでは地域移行できない重度の自閉症／知的障害当事者は、「障害者の自立生活支援の充実」「地域生活を支援するためのサービス体系の充実」(新法要旨)からまたもや取り残されることになる。

○現行の重度訪問介護の規定ぶりと省令で定める便宜の内容を踏襲しつつ段階的な対象拡大を実施するのであれば、サービス体系を変更するにあつての現場や事務方の負担は新法厚生労働省案にある「ケアホームとグループホームの一元化」と同等以下のはずである。

○新たな「障害支援区分の見直し」(同)やガイドライン作成のための試行事業を行うにあたって、重度訪問介護の対象者拡大による「知的障害者の長時間介護のニーズ」を踏まえることが必須である。

○現在長時間の見守り支援をうけて自立生活を送っている重度知的障害者はごく少数であり、支援体制の制約等もあるので、利用者の急激な増加及びそこから生じる財政上の制約は考えにくい。

○段階的な対象者の拡大を行う場合は、ワーキンググループで作成した行程表に基づき、本則ではなく厚生労働省令を定めて行うこととする。

※重度訪問介護の対象拡大の必要性については、以下の訪問系作業チームにおける報告資料を参照のこと。

「知的障害者の見守り支援について」(平成22年10月26日小田島栄一総合福祉部会委員)

「知的障害者の移動と生活支援の実際」(平成22年11月19日だれもがともに小平ネットネットワーク代表・藤内昌信氏)